

担当課回答票リスト

【シート1 虐待防止のための高齢者、養護者及び介護施設従事者等への支援の取り組みについて】	
1	虐待対応に対して市と事業所が共通認識を持つことについて
2	養護者への虐待防止の取り組みや広報について
【シート2 高齢者の権利擁護について】	
3	市長申し立てと報酬助成について (1) 許可基準、申立件数、許可件数と不許可理由について (2) 現行制度の件数、仕組みに対する評価について
4	成年後見制度について (1) 利用促進について (2) 「ほっとかん」を中心とした地域連携ネットワークについて (3) 社会福祉協議会の関わりについて (4) 金融機関との関わりについて
【シート3 認知症になっても安心して暮らせるまちづくりについて】	
5	認知症カフェへの支援、家族支援の現状とこれからについて
6	身体拘束に対する取り組みの現状とこれからについて
【各シート共通】	
7	新オレンジプラン及び成年後見利用促進計画に基づく横須賀市のK P I / 目標について

回答票

【シート1 虐待防止のための高齢者、養護者及び介護施設従事者等への支援の 取り組みについて】

1 虐待対応に対して市と事業所が共通認識を持つことについて

市と事業所が共通認識を持つために、高齢者虐待防止対応マニュアルを介護施設・事業所用、地域包括支援センター用の2種類を作成し配布しました。

介護保険事業所、高齢者施設などを対象に高齢者虐待防止研修会を実施し、高齢者虐待に対する意識向上を図っています。

また、希望する施設には個別に出張研修を実施しています。

回答票

【シート1 虐待防止のための高齢者、養護者及び介護施設従事者等への支援の
取り組みについて】

2 養護者への虐待防止の取り組みや広報について

地域包括支援センターやケアマネジャーが関わる中で、養護者支援が図られているところですが、困難ケースまたは、虐待の恐れのあるケースでは、関係機関と連携し、取り組んでいます。

養護者に対しては、チラシやリーフレットを配布しています。(別添参照)

【シート2 高齢者の権利擁護について】

3 市長申し立てと報酬助成について

- (1) 許可基準、申立件数、許可件数と不許可理由について
 (2) 現行制度の件数、仕組みに対する評価について

(1) 許可基準、申立件数、許可件数と不許可理由について

許可基準については、別紙の報酬等助成事務取扱要領を参照ください。
 以下に例を示します。

例1 80歳、単身世帯、在宅（借家）

(収入) 110,000 円/月 (支出) 80,000 円/月

(資産) 預貯金：400,000 円

(報酬：審判決定額) R1. 4. 10～R2. 6. 10 (14ヵ月と捉える) で 300,000 円

(報酬：助成上限額) 28,000 円/月 ⇒ (12ヵ月分で 336,000 円)

[資産審査]

■ 生活維持費（不測の事態への対応）

□ 要綱第3条第1項第2号に該当する者

生活保護基準額表による居宅生活費6ヵ月分 70,030 円×6ヵ月＝**420,180 円**

■ 葬祭費用 **212,000 円**（生活保護基準準用）

本件の場合、社会的に相当とされる資産について **632,180 円程度**とする。

[助成審査]

① 110,000 円×12月＝1,320,000 円

1,320,000 円＋400,000 円（預貯金）＝**1,720,000 円**（収入＋資産）

② 1,720,000 円－300,000 円＝**1,420,000 円**（基準収入）

③ 80,000 円×12月＝**960,000 円**（基準支出）

1,420,000 円（基準収入）－960,000 円（基準支出）＝ **460,000 円**

[審査基準]

本人の資産から審判決定額を支弁した場合、以降1年間の収支概算及び残有資産の状況から生活維持の可否を判断する。

①今後1年間における被後見人等の収入及び資産（現金＋預貯金＋有価証券等）

から②審判決定額を控除し、更に③今後1年間の支出額を減算した場合、今後の生活維持に要する社会的に相当と考えられる程度の資産（本件の場合 **632,180 円**程度）以下しか残らないと認められるため**助成金の支給を決定する。**

令和2年度の市長申立件数は21件です。

また、令和2年度の報酬助成の申請があった件数は17件、うち、報酬助成該当となったのが13件、非該当となったのが4件（うち生保世帯3件）でした。非該当の理由は、報酬等事務取扱要領に則って助成額を審査した結果、今後の生活維持を要するに社会的に相当と考えられる程度の資産が残ることになったためです。

回答票

※具体的には

- ・ H30 年度非該当で生保世帯でない件数は 1 件で約 130 万円貯金がありました。
- ・ R 元年度非該当で生保世帯でない件数は 2 件で、1 件は約 130 万円貯金がありました。もう 1 件は死亡事案で遺留金を報酬に充当することができました。
- ・ R 2 年度非該当で生保世帯でない件数は 1 件で後見人が報酬助成には該当しないと思いましたが念のため申請し資産が 90 万円ほどありました。

(2) 現行制度の件数、仕組みに対する評価について

現在は、事務手続き上、家庭裁判所へ報酬付与申立を行う 2 週間程度前に事前相談をお願いしています。そして、この事前相談を元に作成した報酬等助成の見込みの有無についての通知書を家庭裁判所への報酬付与申立時に添付していただいています。この事務手続きについては、省略し、事前相談を行わなくても差支えないことを家庭裁判所に確認できたら、見直す方向で考えています。

【シート2 高齢者の権利擁護について】

4 成年後見制度について

- (1) 利用促進について
- (2) 「ほっとかん」を中心とした地域連携ネットワークについて
- (3) 社会福祉協議会の関わりについて
- (4) 金融機関との関わりについて

(1) 利用促進について

本市では、令和2年4月1日福祉の総合相談窓口ほっとかん内に設置したよこすか成年後見センターを中核機関として、専門職団体・関係機関が連携協力する成年制度情報交換会を「協議会」として運営し、本人を中心とする「チーム」を支援するネットワークを推進しています。

今後、権利擁護支援を必要とする人がますます増加することに対応するため、地域で後見活動を行う「市民後見人」の養成・活動支援の強化や横須賀あんしんセンター(日常生活自立支援事業)との適切な連携など、多面的に取り組めます。

① 本人を中心とする「チーム」について

地域全体の見守り活動の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し必要な支援に結びつけることが重要です。横須賀市内には、権利擁護の身近な相談窓口として地域包括支援センターや障害者相談サポートセンターなどの相談支援機関が存在します。これらの相談支援機関が居宅介護支援事業所や民生委員などと連携して権利擁護支援を必要とする人を発見し、本人を中心とする「チーム」を形成し、権利擁護支援にあたります。成年後見人等が選任された後も本人支援が必要な場合は、後見人とともに「チーム」として支援を行います。

② 専門職団体、関係機関等が連携協力する「協議会」について

成年後見制度に関する専門的な相談や、家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、法律・福祉の専門職団体や関係機関による「協議会」を設置し、専門職団体、関係機関との連携を通じて地域において「チーム」を支援します。

③ 「中核機関」について

本市では、よこすか成年後見センターが担うこととし、専門職団体との連携を通じて地域で形成される「チーム」に専門職を派遣するとともに①成年後見制度の広報・啓発・相談、②相談支援機関の後方支援、③協議会の事務局機能、④横須賀あんしんセンター(日常生活自立支援事業)から成年後見制度への移行支援機能を担います。

(2) 「ほっとかん」を中心とした地域連携ネットワークについて

地域連携ネットワークは、権利擁護支援のネットワークの機能や役割が適切に発揮・発展できるよう「ほっとかん(よこすか成年後見センター)」と専門職団体、関係機関等が相互に連携・協力して課題の共有や検討、調整、解決に向けて継続的に協議していきます。

個別事例で紛争性や法的課題がある場合は、「チーム」に専門職を派遣することで、ほっとかんと専門職団体が連携して権利擁護支援にあたります。

(3) 社会福祉協議会の関わりについて

社会福祉協議会の法人後見事業廃止の経緯については、受任要件を市長申立てに限定していたこともあり、実施期間中に法人後見事業がほとんど利用されない実態があったため廃止となりました。

- ・実施期間 平成14年10月 ～ 平成22年度廃止
- ・総受任件数 4件

現在、よこすか市民後見人運営事業を本市より社会福祉協議会に委託し、市民後見人の養成、活動支援を行っていますが、親御さんからの相談で市民後見人が障害者事案を受任するケースもでてきています。若年の障害者については受任期間の長さや事案の特性から法人としての受任が望ましいと思われる案件もあり、社会福祉協議会と法人後見再開に向けて意見交換を続けているところでございます。社会福祉協議会からは再開に向けて前向きな発言をいただいておりますが、人員体制に課題があり今すぐ再開するのは難しいのが現状です。

(4) 金融機関との関わりについて

市内の信用金庫を中心に地域包括支援センター主催の包括的ケア会議に参加いただき高齢者の消費者被害防止への啓発等で連携したり、社会福祉協議会とともに不定期の意見交換をしたりしてきました。また、一部の金融機関ではありますが市民後見人養成研修の募集ちらしの配架のご協力をいただいております。金融機関から顧客をよこすか成年後見センターにご案内していただく事案も多くあるため、今後もよこすか成年後見センターのちらしを配布いただくなど連携を推進していきたいと考えています。

回答票

【シート3 認知症になっても安心して暮らせるまちづくりについて】

5 認知症カフェへの支援、家族支援の現状とこれからについて

【認知症カフェの支援】

認知症カフェは、地域団体等が自発的な取り組みとして実施しています。「認知症カフェ」に関する周知や立ち上げの相談を行っています。

また、認知症カフェ等の取り組みが増えていくよう、認知症サポーター養成講座の受講者に対し、認知症オレンジパートナー養成講座の受講を促し、さらに具体的な活動につながるよう支援しています。

認知症カフェは、認知症本人の居場所だけでなく、介護家族が相談ができる場にもなっています。

【家族支援の現状】

認知症についての相談は、電話や来所等で随時、保健師が行っています。状況により、地域包括支援センターや介護保険事業所等と連携しながら対応しています。

介護者が認知症の家族の介護に関する情報交換や、介護の苦勞・悩みなどを本音で語り合える場として「認知症介護者の集い」を年6回開催しています。

認知症高齢者等が行方不明になった時、早期発見できるよう、行政センターや地域包括支援センター等へ連絡するとともに、オレンジLINEを使い、認知症サポーターや認知症オレンジパートナーに捜索協力依頼の情報を発信しています。

また、若年性認知症の会では、家族会や認知症オレンジパートナーの協力を得て、参加者を本人と家族に分けて、家族の相談会を行う時間も設けています。

今後も認知症オレンジパートナーの具体的な活動が家族支援につながっていくことを周知していきたいと考えます。

回答票

【シート3 認知症になっても安心して暮らせるまちづくりについて】

6 身体拘束に対する取り組みの現状とこれからについて

厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」による「身体拘束ゼロへの手引き」では、必要がないのに身体を拘束したり閉じ込められたりすることも、身体的虐待に該当するとされている。身体拘束が許される正当な理由と認められるのは「①切迫性、②非代替性、③一時性」の3要素を満たす事と考えられています。

高齢者施設や介護保険事業所から、身体拘束に関する相談を受けた際には、上記の事を助言し、高齢者の人権を守り、適切な介護が受けられる様に支援しています。

回答票

【各シート共通】

7 新オレンジプラン及び成年後見利用促進計画に基づく横須賀市のKPI／目標について

【認知症】

新オレンジプランに基づき、第7期介護保険事業計画・第8期介護保険事業計画では以下のKPIを定めています。(実績については別紙)

【第7期介護保険事業計画】

(目標) 本人の意思が尊重され、住み慣れたまちで暮らし続けることができる仕組みを整備します。

(施策の柱)

- ・ 認知症予防の普及啓発
- ・ 早期相談と早期対応の体制整備
- ・ 認知症高齢者と介護者への支援の充実
- ・ 若年性認知症の人と家族の支援
- ・ 関係機関とのネットワークの推進

【第8期介護保険事業計画】

(目標) 認知症の発症を遅らせ、また、認知症になり生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しながら、周囲や地域の理解と協力により、住み慣れたまちで自分らしく暮らし続けることができる社会を目指します。

(施策の柱)

- ・ 認知症予防の推進
- ・ 認知症高齢者・介護者の支援の充実
- ・ 認知症共生社会に向けた地域づくりの推進
- ・ 若年性認知症の支援、社会参加支援